

議案書

【協議】

[令和7年度第3回理事会]

番号	件名	ページ
協議第1号	養護老人ホームおよび訪問介護事業所運営に関する経営診断の状況報告	資料1 資料2

【議案】

番号	件名	ページ
議案第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算について	資料3
議案第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について	5
議案第3号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について	7
議案第4号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について	9
議案第5号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証委員の選出について	11
議案第6号	令和7年度第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について	15

【報告】

番号	件名	ページ
報告第1号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について	17
報告第2号	社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について	19

令和7年11月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野晃

協議第1号

養護老人ホームおよび訪問介護事業所運営に関する経営診断の状況報告について

資料1、資料2のとおり

令和7年11月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野 晃

議案第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算について

資料3のとおり

令和7年11月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野晃

議案第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

休日における臨時又は緊急、その他法人運営として必要な業務に対して、管理職員の勤務実態に応じた適切な待遇を確保するため、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第24条 [略] (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第25条 第21条及び第22条第1項の規定は、第16条の適用を受ける職員には適用しない。	第1条～第24条 [略] (時間外勤務手当等に関する規定の適用除外) 第25条 第21条及び第22条第1項の規定は、第16条の適用を受ける職員には適用しない。 <u>(管理職員特別勤務手当)</u> <u>第25条の2 第16条に掲げる管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の法人の運営の必要により、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員就業規則第11条の規定に基づく休日に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u> <u>2 管理職員特別勤務手当の額は、別表第13の職務の級に応じて支給する。ただし、勤務した時間が6時間を超えた職員には、当該定める額に100分の150を乗じて得た額を支給する。</u>
第26条～第27条 [略] (管理職手当等の支給方法) 第28条 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この規程に規定するものを除く外必要な事項は、会長が別に定める。	第26条～第27条 [略] (管理職手当等の支給方法) 第28条 管理職手当、 <u>管理職員特別勤務手当</u> 、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この規程に規定するものを除く外必要な事項は、会長が別に定める。
第29条～第30条 [略]	第29条～第30条 [略]

別表第13（第25条の2関係）
管理職員特別勤務手当支給表

	支給を受ける職員	支給額
熊本市社会福祉協議会 職員給与表	職務の級が 6級の職員	8,000円
	職務の級が 5級の職員	6,000円

附 則

この規程は、令和7年1月27日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年1月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野晃

議案第3号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部

改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

熊本県最低賃金の改正（時間額1,034円）に伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程（案）新旧対照表

現 行	改正案																												
第1条～第14条 [略]	第1条～第14条 [略]																												
(賃金) 第15条 登録ヘルパーの賃金は基本賃金、割増賃金、交通費、その他の賃金とする。 2 基本賃金及び割増賃金は、時間給として別表第1の賃金表に定めるところによる。ただし、採用時、介護福祉士の資格を有する者並びに雇用期間内に当該資格を取得した者でかつ採用後10年未満の者であって雇用契約を更新することとなった者については、賃金表の10年目の基本賃金及び割増賃金を適用するものとする。 3 交通費及びその他の賃金は別表第2に定めるところによるものとする。	(賃金) 第15条 登録ヘルパーの賃金は基本賃金、割増賃金、交通費、その他の賃金とする。 2 基本賃金及び割増賃金は、時間給として別表第1の賃金表に定めるところによる。ただし、採用時、介護福祉士の資格を有する者並びに雇用期間内に当該資格を取得した者でかつ採用後10年未満の者であって雇用契約を更新することとなった者については、賃金表の10年目の基本賃金及び割増賃金を適用するものとする。 3 交通費及びその他の賃金は別表第2に定めるところによるものとする。																												
第16条～第25条 [略]	第16条～第25条 [略]																												
別表第1 ※一部抜粋 ○12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日	別表第1 ※一部抜粋 ○12月29日から1月3日を除く月曜日から金曜日																												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>1年目</th><th>2年目</th><th rowspan="2">～</th><th>20年目</th></tr></thead><tbody><tr><td>単価</td><td>1,000</td><td>1,020</td><td>1,200</td></tr><tr><td>基本料金 8:30～17:15</td><td>1,000</td><td>1,020</td><td></td><td>1,200</td></tr></tbody></table>		1年目	2年目	～	20年目	単価	1,000	1,020	1,200	基本料金 8:30～17:15	1,000	1,020		1,200	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>1年目</th><th>2年目</th><th rowspan="2">～</th><th>20年目</th></tr></thead><tbody><tr><td>単価</td><td>1,034</td><td>1,054</td><td>1,234</td></tr><tr><td>基本料金 8:30～17:15</td><td>1,034</td><td>1,054</td><td></td><td>1,234</td></tr></tbody></table>		1年目	2年目	～	20年目	単価	1,034	1,054	1,234	基本料金 8:30～17:15	1,034	1,054		1,234
	1年目	2年目	～		20年目																								
単価	1,000	1,020		1,200																									
基本料金 8:30～17:15	1,000	1,020		1,200																									
	1年目	2年目	～	20年目																									
単価	1,034	1,054		1,234																									
基本料金 8:30～17:15	1,034	1,054		1,234																									

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する

令和7年1月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野晃

議案第4号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の 一部改正について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部を次のように改める。

<改正理由>

熊本県最低賃金の改正（時間額1,034円）に伴い、所要の改正を行うもの。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程（案）新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第14条 [略] (報酬) 第15条 嘱託職員の報酬は、従事する業務の内容、責任の程度、遂行能力等を評価し別表第6により決定し、個別の労働条件通知書により明示する。ただし、時給制で雇用する嘱託職員は、別表第7により決定するものとする。 2 第4条第2項に基づき、契約を更新した嘱託職員については、更新年数又は、1会計年度における雇用期間に応じ号給を加算する。 3 前項における加算号数は、更新年数及び1会計年度における雇用期間に応じ、0号～4号範囲内において別表第8により決定する。ただし、累計の号給数は13号給を超えないものとする。 4 報酬は、翌月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又休日でない日に支給する。	第1条～第14条 [略] (報酬) 第15条 嘱託職員の報酬は、従事する業務の内容、責任の程度、遂行能力等を評価し別表第6により決定し、個別の労働条件通知書により明示する。ただし、時給制で雇用する嘱託職員は、 <u>別表第7</u> により決定するものとする。 2 第4条第2項に基づき、契約を更新した嘱託職員については、更新年数又は、1会計年度における雇用期間に応じ号給を加算する。 3 前項における加算号数は、更新年数及び1会計年度における雇用期間に応じ、0号～4号範囲内において別表第8により決定する。ただし、累計の号給数は13号給を超えないものとする。 4 報酬は、翌月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又休日でない日に支給する。
第16条～第29条 [略]	第16条～第29条 [略]
別表第7（第15条関係） 次ページ	別表第7（第15条関係） 次ページ

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

<現 行>

別表第7 (第15条関係)

号給	支援員	調理補助	調理師	正看護師	准看護師
1号給	1,000円	1,000円	1,042円	1,184円	1,112円
2号給	1,009円	1,009円	1,053円	1,189円	1,115円
3号給	1,019円	1,019円	1,065円	1,194円	1,118円
4号給	1,031円	1,031円	1,074円	1,198円	1,125円
5号給	1,042円	1,042円	1,084円	1,202円	1,131円
6号給	1,053円	1,053円	1,093円	1,207円	1,138円
7号給	1,065円	1,065円	1,103円	1,213円	1,146円
8号給	1,074円	1,074円	1,108円	1,217円	1,154円
9号給	1,084円	1,084円	1,112円	1,222円	1,162円
10号給	1,093円	1,093円	1,115円	1,227円	1,169円
11号給	1,103円	1,103円	1,118円	1,231円	1,174円
12号給	1,108円	1,108円	1,125円	1,235円	1,179円
13号給	1,112円	1,112円	1,132円	1,241円	1,184円

<改正案>

別表第7 (第15条関係)

号給	支援員	調理補助	調理師	正看護師	准看護師
1号給	1,034円	1,034円	1,077円	1,224円	1,150円
2号給	1,043円	1,043円	1,089円	1,229円	1,153円
3号給	1,054円	1,054円	1,101円	1,234円	1,156円
4号給	1,066円	1,066円	1,111円	1,239円	1,163円
5号給	1,078円	1,078円	1,120円	1,243円	1,170円
6号給	1,089円	1,089円	1,130円	1,248円	1,177円
7号給	1,101円	1,101円	1,140円	1,254円	1,185円
8号給	1,111円	1,111円	1,146円	1,258円	1,193円
9号給	1,120円	1,120円	1,150円	1,263円	1,201円
10号給	1,130円	1,130円	1,153円	1,268円	1,208円
11号給	1,141円	1,141円	1,156円	1,273円	1,214円
12号給	1,146円	1,146円	1,163円	1,277円	1,220円
13号給	1,150円	1,150円	1,170円	1,283円	1,225円

令和7年1月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野 晃

議案第5号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証委員の選出について

＜提出理由＞

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会「中期経営計画」推進体制整備要綱第3条第5項及び社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評価検証委員会設置要綱に基づき、評価検証委員の選出をお願いするもの

＜任期＞

令和7年12月10日（令和7年度第1回評価検証委員会）から計画期間の検証終了時まで

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会「中期経営計画」推進体制整備要綱〔抜粋〕

（会議体）

第3条 前条の目的を達成するために、次の会議体を置く。

（1）管理職会議

中期経営計画の進捗管理を行うとともに評価検証（案）の検討、評価検証委員会へ報告、評価検証委員会における検証結果を踏まえ、理事会及び評議員会に報告する。

併せて、地域福祉活動計画の進捗状況についても評価検証結果を確認する。

（2）総務推進会議

法人経営部門並びに施設・介護サービス部門の各事業における課題整理とともに、課題解決に向けた意見出しを行う。

（3）地域福祉推進会議（区事務所連携会議）

地域福祉推進部門の各事業における課題整理とともに、課題解決に向けた意見出しを行う。

（4）生活支援推進会議

生活支援推進部門の各事業における課題整理とともに、課題解決に向けた意見出しを行う。

（5）評価検証委員会

中期経営計画の進捗状況と評価検証（案）について評価検証を行う。なお、評価検証委員会の詳細な運営方法等については、別途「社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評価検証委員会設置要綱」で定める。

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評価検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会中期経営計画（以下「中期経営計画」という。）を着実に推進し、適正な運営を図るため、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会推進体制整備要綱第3条(5)に定める評価検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 中期経営計画の進捗管理
- (2) 中期経営計画の評価検証

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって構成する。

2 委員の構成は次のとおりとし、会長が委嘱する。

- (1) 理事 1名
- (2) 評議員 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 行政所管課 1名
- (5) 常務理事 1名

3 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

4 委員長、副委員長は、委員の互選とする。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は計画期間の検証終了までとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係ある者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、熊本市社会福祉協議会総務課において行う。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会役員(理事・監事)名簿

任期:令和7年6月30日から令和9年度定時評議員会終結の時まで

■理 事

〔敬称略〕

種 別	区 分	定 数	所 属(役職)	氏 名
第1号	地域の福祉活動実践団体	1名	熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会事務局長	鳥崎 一郎
第2号	民生委員児童委員等の福祉活動団体	1名	熊本市民生委員児童委員協議会会长	小山 登代子
第3号	地域の福祉に関係ある団体	1名	熊本市社会福祉協議会障がい部会会长 (熊本市身体障害者福祉協会連合会会长)	多門 文雄
第4号	社会福祉施設及びこれに関係ある団体	2名	熊本市社会福祉施設連合会	欠 員
			養護老人ホーム愉和荘施設長	神永 修一
第5号	行政機関及び社会福祉協議会	2名	熊本市健康福祉局長	林 将孝
			熊本市社会福祉協議会参与兼事務局長	中川 和徳
第6号	学識経験者等	1名	熊本市社会福祉協議会会长	萱野 晃
第7号	社会福祉を支援する企業及び団体	2名	熊本市ボランティア連絡協議会会长	原 清美
			熊本市共同募金委員会副会長	西村 一弘
合 計		10名		

■監 事

種 別	区 分	定 数	所 属(役職)	氏 名
一	財務諸表等を監査し得る者	1名	熊本市老人福祉施設協議会会长	吉井 壮馬
一	社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者	1名	熊本県立大学名誉教授	荒木 紀代子
合 計		2名		

令和7年11月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野 晃

議案第6号

令和7年度第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

<提出理由>

評議員会の開催について、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第13条及び第14条の規定に基づき、評議員会の招集をお願いするもの。

開催日時 令和7年12月5日（金） 午前10時から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

議事内容 協議第1号 養護老人ホームおよび訪問介護事業所運営に関する経営診断の
状況報告について
議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算
について
議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証委員の選出
について

《参考資料》

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款 [抜粋]

第3章 評議員会

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

令和7年11月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野晃

報告第1号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第28条及び第21条第5項並びに社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職務権限規程第4条に基づき、下記の期間において専決した事項及び職務の執行状況について報告する。

<期間：令和7年6月1日から令和7年10月31日まで>

(1) 専決事項

職員の人事に関すること

●職員退職の承認	0件
●職員採用の承認	0件
●再雇用職員の承認	0件
●有期雇用嘱託職員退職の承認	0件
●有期雇用嘱託職員雇用の承認	4件

(2) その他外部会議等への出席状況

期日(曜日)	会議名称	場所
6月6日(金)	熊本県社協 令和7年度第1回理事会	KKRホテル熊本
6月23日(月)	全社協 令和7年度第1回評議員会	全社協・灘尾ホール
6月26日(木)	熊本県社協 令和7年度第2回理事会	熊本県総合福祉センター
7月1日(火)	第75回“社会を明るくする運動”熊本市推進大会	市民会館シーズホーム夢ホール
7月1日(火)	熊本県社協 良永会長・小笠原副会長退任慰労会	KKRホテル熊本
7月2日(水)	熊本市社会福祉審議会	熊本市役所
7月14日(金)	市町村社協連合会 令和7年度総会・第1回理事会	熊本城ホール
7月23日(水)	令和7年度熊本市障害者施策推進協議会	希望荘
7月29日(火)	熊本市社会福祉審議会	熊本市役所
9月10日(水)	令和7年度九州ブロック地域福祉研究会議	熊本ニュースカイ
9月20日(土)	令和7年度熊本市手をつなぐ育成会定期大会	くまもと県民交流館パレア
10月1日(水)	第64回赤い羽根空の第一便行事	下通りアーケード
10月2日(木)	令和7年度第2回希望荘運営委員会	希望荘
10月23日(木)	令和7年度老人クラブ大会	熊本城ホール
10月27日(月)	熊本市社会福祉審議会	熊本市役所

令和7年11月27日
社会福祉法人
熊本市社会福祉協議会
会長 萱野晃

報告第2号

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第21条第5項に基づき、下記の期間において職務の執行状況について報告する。

<期間：令和7年6月1日から令和7年10月31日まで>

(1) 専決事項

- 職員の出張命令及びその復命査察 2件
- 臨時職員雇用の承認 0件
- 福祉金庫特別貸付金の決定（5万円を超える10万円以内）

月	R7.6月	7月	8月	9月	10月	計
件数	0	0	1	0	0	1

(2) その他外部会議等への出席状況

期日（曜日）	会議名称	場所
6月3日(火)	熊本県共同募金会 第218回理事会	KKRホテル熊本
6月17日(火)	南区校区社協連絡協議会総会	アスパル富合
6月19日(木)	熊本県共同募金会 第219回理事会	KKRホテル熊本
6月21日(土)	令和7年度熊本市薬物乱用防止指導員協議会及び 6・26 ヤング街頭キャンペーン	熊本県医師会館
7月14日(土)	市町村社協連合会 令和7年度第2回幹事会	熊本城ホール
7月18日(金)	令和7年度市町村社会福祉協議会事務局長連絡会議	熊本県総合福祉センター
7月24日(木) 25日(金)	令和7年度都道府県・指定都市社協 常務理事・事務 局長セミナー	ロフオス湘南
7月29日(火)	令和7年度熊本市社会福祉審議会	熊本市役所
8月22日(金)	熊本県生活福祉資金貸付審査等運営委員会	熊本県総合福祉センター
8月28日(木)	令和7年度公正採用選考人権・同和問題啓発推進員 研修会	熊本県立劇場
9月3日(水)	九州各県・指定都市社協事務局長会議	オンライン
9月8日(月)	公益財団法人みづほ教育福祉財団 「配食用小型電気自動車」贈呈式	熊本障がい者労働センター
9月10日(水)	令和7年度九州ブロック地域福祉研究会議	熊本ニュースカイ
9月18日(月)	令和7年度熊本市献血推進協議会	ウェルパルくまもと
10月1日(水)	第64回赤い羽根空の第一便行事	下通りアーケード
10月9日(木)	熊本市民生委員推薦会	熊本市役所